

入間市国民健康保険高額療養費特別支給金規則の廃止について

高額療養費の限度額について、月の途中で 75 歳になり、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した場合、平成 21 年 1 月以降は、制度の移行に伴う家計の負担増を解消するため、75 歳の到達月の限度額を 2 分の 1 として取り扱い、高額療養費を支給しています。

しかし、後期高齢者医療制度の創設は、平成 20 年 4 月であり、平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間の月の初日以外の日において 75 歳になった者についても、同様に取り扱うために設けた時限的な規則です。

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日に施行し、特別支給金の支給を受けようとする者は、高額療養費特別支給金支給申請書を平成 22 年 1 月 29 日までに市長に提出しなければならぬと規定されています。

当該支給金申請の受付等終了後、廃止すべき規則でしたが、事務の遺漏により廃止されていなかったため、規則の廃止をするものです。